資料２

平成 20 年 1 月24日

年金記録問題に関する今後の対応

年金記録問題については、平成19年7月5日の政府・与党とりまとめにおいて、本年3月までを目途に、「5千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることをはじめ、一連の具体的な対策を掲げ、以後、これに沿って、昨年 12 月 17 日から「ねんきん特別便」の発送を開始するなど、着実に取組を進めてきた。こうした点について、関係閣僚会議の開催等を通じて、引き続き国民に対して、丁寧な説明を重ねていく。

また、政府・与党においては、国民の立場に立って記録の訂正を行うための「第三者委員会」の設置、記録が訂正された場合に5年以上前の年金も全額支払うことを可能にする「年金時効特例法」の成立など、国民の安心を確保するための枠組みの整備を図ってきたところである。

さらに、これまでの取組の結果、5千万件の未統合記録の全体像も明らかとなったところであり、今後、その成果を踏まえ、以下により、「お一人お一人へのアプローチ」及び「記録の解明からのアプローチ」の両面から記録の統合等を進めるなど、引き続き、政府を挙げて計画的な取組を推進する。

1．お一人お一人へのアプローチ

平成 20 年3月までの「ねんきん特別便」を契機とする第1段階と、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第2段階で展開する。

特に、今後解明を必要とする記録（推計 1,975 万件）についても、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる記録」、「転記ミス等による不備記録」をはじめ、記録の統合が着実に進められることになる。

このため、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第2段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める。

（1） 記録が結び付く可能性のある方への「ねんきん特別便」

平成20年3月までに、「5千万件の未統合記録」と「受給者3000万人・加入者 7000 万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ（氏名・生年月日・性別の3条件により実施）を行い、その結果記録が結び付く可能性のある方への「特別便」の送付を、確実に実施する。

(2) すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(1)以外のすべての年金受給者と現役加入者の方々に、「特別便」をお送りし、(1)と合わせて「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」のお一人お一人に記録を確認いただき、記録の正確性を確保するとともに、着実に未統合記録の減少等を図る。その際、市町村、経済団体、業種別団体、企業、労働組合等の協力を得て、きめ細かく記録確認の周知徹底を図る。

(3) 相談体制の充実とより積極的な対応、分かりやすい注意喚起

「特別便」の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談業務従事者を、現在の 4,500 人体制から、まず、①臨時相談窓口を約1,000 席新設、②社会保険庁OB、社会保険労務士等の経験者を約 1,600 人配置するなど、相談体制等の充実に引き続き努める。また、電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

さらに、加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに「特別便」に折り込む。なお、既に発送した方についても、追加送付する。

(4) 未到達・未回答の方への対応

「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、「特別便」を送っても未回答の方については、3ヵ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その3ヵ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。

(5) 「訂正なし」の回答への対応

「訂正なし」の回答については、基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。

(6) 旧姓での履歴の申出の促進

今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)の中に多く含まれると見込まれている「婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録」について、着実に記録の統合を図るため、広報や企業、市町村等の協力により、旧姓での履歴の申出の徹底を図る。

特に、本年2月から3月までの間を「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」と位置付け、申出及び記録の統合の促進を図る。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

2. 記録の解明からのアプローチ

5千万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところであり、その成果を踏まえ、上記の「お一人お一人へのアプローチ」に加え、以下により、「記録の解明からのアプローチ」による解明を進め、順次絞り込みを進める。この取組は、可能なものから直ちに着手し、20年度に集中的・計画的に進める。

① 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「死亡者(5年以内)」の特定

② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査

③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査　　など

＊ なお、これらにより本人の特定等が困難なものについても、更に可能な限り、過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて、解明作業を継続する。

3. その他の取組

(1) 5千万件の記録以外に、7月5日の決定に盛り込まれた厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430 万件」「36 万件」)への対応については、スケジュールに従い、20 年5月までを目途に、コンピュータ入力作業を行った上で、1億人の記録と突き合わせを行い、記録が結び付く可能性がある方へのお知らせを行う。

＊ 「1,430 万件」「36 万件」とは、それぞれ、昭和 29 年以前に退職した厚生年金加入者、昭和 25 年以前に退職した船員保険加入者の記録。使用頻度が低いとしてコンピュータ入力されず、マイクロフィルムで管理されている。

＊ これらの記録は 69 歳以上の方の記録であり、1億人の方の記録と結び付く割合は低い。

(2) 8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突き合わせについては、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める。

＊ 20 年度の取組

- 特例納付など複雑で特殊な記録で優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突き合わせを行う
- 市町村が保管する「国民年金被保険者名簿」については、具体的な実施方法の検討や、実施のための準備作業を進める
- 「厚生年金被保険者名簿」については、19 年度に行うサンプル調査の結果を分析し、優先順位や効率的な実施方法の検討を行う

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

（1） 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県15カ所程度）の一層の体制の強化（審議チームを約50増）に早急に取り組む。

（2） 本年4月以降の取組み

上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

5. 進捗状況の公表等

これらの取組の進捗状況について、関係閣僚会議の開催等を通じて毎月公表するとともに、可能な限り早期の記録統合を目指し、あらゆる手段を尽くして最後まで最大限の努力を継続する。

年金記録問題に対する今後の対応

平成19年：12月
平成20年：1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
平成21年：1月 2月 3月 4月 5月

（お一人お一人へのアプローチ）御本人への働きかけ ／ 名寄せ・「ねんきん特別便」

- コンピュータによる名寄せの結果、記録が結びつく可能性のある方への「ねんきん特別便」の送付
  受給者1次名寄せ分 約 250万人
- 未達・未回答者対策
- 「1430万」・「36万件」の名寄せと通知
- 市町村、経済団体、企業等と協力・連携の下に年金記録の確認を国を挙げた体制で推進。
- 現役加入者 1次名寄せ分 約600万人
- すべての受給者への「特別便」の送付 〔 約 3000万人 〕
- すべての現役加入者への「特別便」の送付 〔 約7000万人 〕
- 受給者・現役加入者 2次名寄せ分 約100～200万人
- 電話相談の体制は、「ねんきん特別便」の発送数を勘案して相談席数を確保
  1月末まで350席→1月下旬から700席→2月以降、最大1300席
- 相談 → 調査 → 確認 → 統合 （→ 再裁定）

（記録の解明からのアプローチ）記録の徹底解明 ／ 解明作業

「今後解明を進める記録等」（1,975万件）について、一人でも多くの国民の方の年金記録の統合に向けて、順次、対応策を進める。また、これらの対応策の進捗状況等を随時公表。

「ねんきん特別便」の送付による確認・回答に加え、受給者・現役加入者からの申出を幅広く受け、未統合記録を減少させる。

婚姻等により氏名を変更している方に、広報はじめ様々な手段により周知徹底し、旧姓での職歴等の申出をいただく。
- ※ 海外居住者に対して、大使館等を通じて記録の確認を呼びかける。
- ※ 誤った氏名・生年月日による届出等の訂正の申出を受ける。

具体的な内容に応じて、本人特定・死亡等の確認、記録の払出簿照合による補正等を通じて、計画的に、順次絞り込みを進める。

① 「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査
② 住基ネットによる調査による「基礎年金番号で管理されていない記録についての生存者及び死亡者（５年以内）」の特定
③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査
④ 「転記ミス等による不備記録」の払出簿照合による補正、これに続く②・③の調査の追加実施
＊ なお、これらにより本人の特定等が困難なものについても、更に可能な限り過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて、解明作業を継続する。

台帳等とのコンピュータ記録との突合せ

- 国民年金の特殊台帳
  - 具体的な実施方法の検討
  - 突合せの実施 （事前準備等を含む）
- 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿
  - 市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じて、準備作業を実施（名簿の出力、整理等）し、引き続き実施方法について検討
  - 移管スケジュールの調整等
  - 紙出力システムの整備（市町村）
  - サーバー管理システムの整備
  - 名簿の移管
  - 突合せの実施
- 厚生年金の被保険者名簿等
  - サンプル調査の実施
  - 具体的な実施方法の検討（調査結果の分析含む）
  - 事前準備作業（システム開発等）
  - 突合せの実施